

広島県告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年四月五日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市御調町貝ヶ原字貞広二二一番一地先から 尾道市御調町貝ヶ原字貞広二三番一地先まで	新	旧	一九・〇〇 二六・一〇	八二・二〇	拡幅
	旧	九・三〇 一〇・八〇	八二・二〇		
尾道市御調町貝ヶ原字貞広二三番一地先から 尾道市御調町大田字原禎田一〇番一地先まで	新	旧	二七・〇〇 四六・四〇	六八一・〇〇	ダブルウェイ 延伸（一部拡 幅）
	旧	九・六〇 二三・〇〇	六〇		
尾道市御調町大田字原禎田一〇番一地先まで	新	旧	一二・二〇 三九・二〇	七四九・〇〇	ダブルウェイ 延伸（一部拡 幅） 一部一般国道 一八四号と重 複
	旧	一七・五〇 一九・五〇	七五・三〇		
尾道市御調町大田字原禎田一八番一地先まで	新	旧	二七・三〇 二八・一〇	七五・三〇	拡幅
	旧	二七・三〇 二八・一〇	七五・三〇		